

令和5年度集団指導資料（三木市）

今年度の運営指導等における 指導状況について

三木市健康福祉部福祉課監査係
三木市健康福祉部介護保険課認定審査係

1 指導及び監査について

1 指導の趣旨

介護保険事業の健全な運営を確保するため、サービスの質の確保向上や保険給付の適正化を図ることを目的として、介護サービス事業者に対し、指定基準の遵守、サービスの内容、介護報酬請求等に関する事項について周知徹底させるために実施。

2 指導及び監査の類型

①集団指導

介護保険制度の改正内容、介護給付費等対象サービスの取扱い、介護報酬の算定方法、関係法令等について、その時々課題や周知事項等も踏まえて、講習等の形式により実施。

②報告等

居宅介護支援事業所にチェックリスト等の提出を求め運営状況を確認。

③運営指導(令和4年3月運営指導マニュアルに基づき、「実地指導」から名称変更)

○サービスの質の確保向上や保険給付の適正化を図ることを目的として、介護サービス事業者の事業所等に赴き、適正な事業運営が実施されているかを確認し、指導等を実施。

○運営指導を行う中で、報酬請求指導の際に不正が確認され、著しく悪質な請求と認められる場合等には、直ちに「監査」に変更して検査を継続実施。

2 指導及び監査について

○行政上の措置に該当する内容であると認められる若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合に、「運営指導」を「監査」に変更して実施。なお、監査の結果、必要と認められる場合は、次の措置を実施。

①行政上の措置

勧告・命令等

人員基準を満たしていない事業者、設備・運営基準に従って適正な運営を行っていない事業者等に対して、期限を定めて是正を勧告し、期限内に従わなかったときはその旨を公表できる。また、勧告に沿った措置をとらない場合には期限を定めて措置をとるように命令し、その旨を公示。

指定の取消し・効力停止

指定事業者が介護保険法第77条に定める取消事由のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことが可能。また、期間を定めて、指定の全部又は一部の効力を停止できる。（法第77条）

②経済上の措置

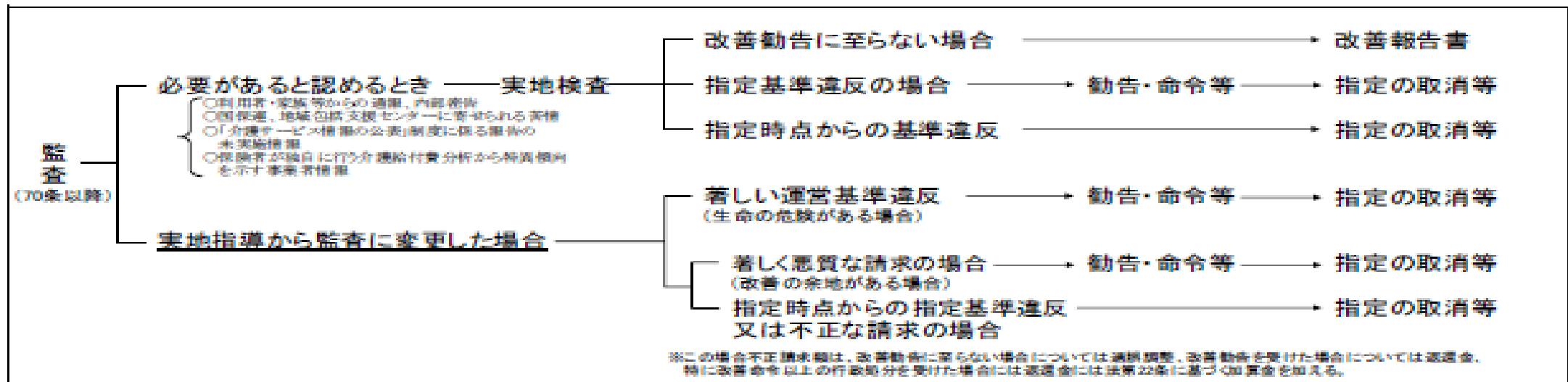
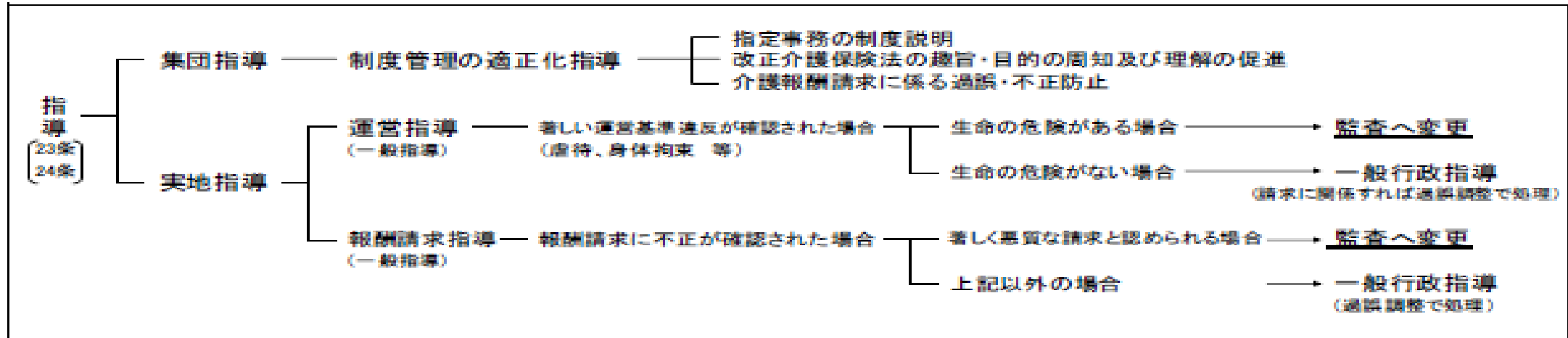
介護給付費等対象サービスの内容又は介護報酬の請求に関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、保険者において介護報酬の返還請求（返還金には、市町は40%の加算金を付すことが可能）。

【参照】 兵庫県研修資料より

令和5年度集団指導資料（三木市）

【参照】厚生労働省のHPより

都道府県・市町村が実施する指導及び監査の流れ



3 令和5年度运营指导实施事业所数及び指摘件数

【居宅介護支援】

运营指导实施事业所数	文書指摘事业所数	文書指摘件数
8 事业所	7 事业所	1 8 件

【地域密着型通所介護】

运营指导实施事业所数	文書指摘事业所数	文書指摘件数
1 事业所	1 事业所	2 件

※参考 昨年度实施件数及び指摘件数

运营指导实施事业所数	文書指摘事业所数	文書指摘件数
2 3 事业所	2 0 事业所	1 0 4 件

4 運営指導等における主な指摘事項及び留意事項

【人員に関すること】

○勤務体制の確保<全サービス共通>

- ・勤務形態一覧表とタイムカードの整合性がとれていない。
- ・月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間や常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係の表示が行われていない。
- 管理者や複数の業務と兼務を行う場合は、勤務表にそれぞれの職種における勤務時間を2段書で記入するなどして明確に示すこと。

○人員基準違反<全サービス共通>

- ・指定基準に定められている従業者の員数を配置していない。
- 1日でも人員欠如があれば基準違反になるため、必要な従業者の配置に向けた改善の取り組みが必要。

4 運営指導等における主な指摘事項及び留意事項

（参考様式1） 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

令和 4 （ 2022 ） 年

地域密着型通所介護

〇〇デイサービス

(1) 4週
(2) 予定
40 時間/週
160 時間/月
30 日
1 単位
1 単位目
(計 7 時間)

【記載例】

・各職種を記載。兼務の場合は2段書で明確にする。

・各職種のなかで勤務形態(常勤専従、常勤兼務、非常勤専従、非常勤兼務)を記載

・日々の勤務時間を記載

・何の職種を兼務する記載します

No	(6) 職種	(7) 勤務形態	(8) 資格	(9) 氏名	シフト記号	(10)														(11) 1~4週目の勤務時間数合計	(12) 週平均勤務時間数	(13) 兼務状況 (兼務先及び兼務する職種の内容)等
						1週目							2週目									
						1 金	2 土	3 日	4 月	5 火	6 水	7 木	8 金	9 土	10 日	11 月	12 火	13 水	14 木			
1	管理者	A	—	厚労 太郎	a	a	a	a										160	40			
					勤務時間数	8	8	8	8									140	35			
					サービス提供期間内の勤務時間数	7	7	7	7									140	35			
2	生活相談員	A	社会福祉士	〇〇 A太	a	a	a	a										160	40			
					勤務時間数	7	7	7	7									140	35			
					サービス提供期間内の勤務時間数	7	7	7	7									140	35			
3	生活相談員	B	社会福祉士兼任介護職員	〇〇 B子	a					a	a					a	64	16	介護職員			
					勤務時間数	8				8	8					8	56	14				
					サービス提供期間内の勤務時間数	7				7	7					7	56	14				
4	介護職員	B	—	〇〇 B子	a	a	a		a	a				a			96	24	生活相談員			
					勤務時間数	8	8		8	8				8			84	21				
					サービス提供期間内の勤務時間数	7	7		7	7				7			84	21				
5	介護職員	A	介護福祉士	〇〇 E次	a	a	a	a		a	a	a	a	a	a		160	40				
					勤務時間数	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8		140	35				
					サービス提供期間内の勤務時間数	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		140	35				
6	介護職員	A	—	〇〇 F子	a	a	a	a									160	40				
					勤務時間数	8	8	8	8								140	35				
					サービス提供期間内の勤務時間数	7	7	7	7								140	35				
7	看護職員	B	看護師	〇〇 C男	x												64	16	機能訓練指導員			
					勤務時間数	4											64	16				
					サービス提供期間内の勤務時間数	4											64	16				
8	機能訓練指導員	B	看護師	〇〇 C男	y	y	y	y		y	y	y	y	y			64	16	看護職員			
					勤務時間数	4	4	4	4		4	4	4	4			48	12				
					サービス提供期間内の勤務時間数	3	3	3	3		3	3	3	3			48	12				
9	看護職員	D	准看護師	〇〇 D美	x			x		x	x			x	x		48	12	機能訓練指導員			
					勤務時間数	4		4		4	4			4	4		48	12				
					サービス提供期間内の勤務時間数	4		4		4	4			4	4		48	12				
10	機能訓練指導員	D	看護師	〇〇 D美	y			y		y	y			y	y		48	12	看護職員			
					勤務時間数	4		4		4	4			4	4		36	9				
					サービス提供期間内の勤務時間数	3		3		3	3			3	3		36	9				

・それぞれの職種を記載
・勤務形態は常勤・兼務
・職種ごとの勤務時間を記載

・それぞれの職種を記載
・勤務形態常勤・兼務
・職種ごとの勤務時間を記載

4 運営指導等における主な指摘事項及び留意事項

【人員・労務関係に関すること】

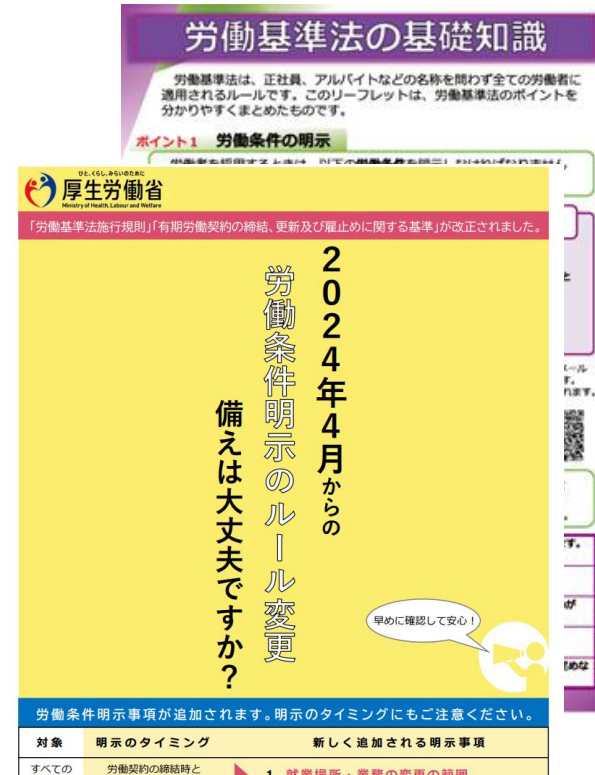
○労働条件の明示<全サービス共通>

- ・雇用契約に係る書類(雇用契約書又は労働条件通知書)が整備されていない。
- ・労働条件通知書等に必ず明示しなければならないことが記載されていない。

(参照)厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署HP

※留意事項

- ・秘密保持の誓約書等が一部確認できない職員がいた。
- 職員及び職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう全職員から誓約書を徴収する等の必要な措置を講ずること。



4 運営指導等における主な指摘事項及び留意事項

【運営に関すること】

- 計画の具体的取扱い方針<全サービス共通>
 - ・課題の把握（アセスメント）を行ったことが記録において確認できない。
- 計画の作成及び変更にあたっては、アセスメントを実施したうえで計画を作成すること。
- 運営基準減算<居宅介護支援事業所>
 - ・ケアプラン作成・変更時のアセスメント等
 - ・サービス担当者会議の開催
 - ・月1回の訪問、モニタリングの記録
 - ・利用者への事前説明
- 利用者に対し、サービス事業者の選定理由や複数のサービス事業者を紹介するように求めることができること、前6か月間にケアプランに位置づけた各サービスの利用割合の説明を行うことが必要。

4 運営指導等における主な指摘事項及び留意事項

【運営に関すること】

○サービス提供の流れ<全サービス共通>

- ・計画の同意を得る前に、サービス提供を行っていた。
- ・計画作成日等の日付の誤りが確認された。

➤サービス提供に係る、計画の作成・同意など、必要な手順を漏れのないように行ってください。

○福祉用具継続の必要性の検討（サービス担当者会議）

- ・福祉用具貸与の継続性の検討が、サービス担当者会議で検証されていないことが認められた。

4 運営指導等における主な指摘事項及び留意事項

【運営に関すること】

- 重要事項説明書及び利用契約書、運営規程<全サービス共通>
 - ・利用者名及び契約期間、説明者、同意日等の必要な事項の記載漏れが散見された。
 - ・記載内容の整合性が図られていない。
- 個人情報の同意書<全サービス共通>
 - ・サービス担当者会議等で扱う個人情報の利用の同意書について、家族と代理人の欄が同一となっていた。
- 代理人は利用者本人の代理であるため、代理人と家族の同意欄を別々に設ける必要がある。

4 運営指導等における主な指摘事項及び留意事項

【運営に関すること】

○地域との連携等

<地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護>

・書面での運営推進会議の開催を行った際に、発送日及び活動状況の報告期間、評価期間等の記載が無く、基準上必要な期間で開催を行っているかが、不明確な状況であった。

(参照)令和2年2月28日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて」

4 運営指導等における主な指摘事項及び留意事項

【報酬に関すること】

○加算・減算<全サービス共通>

- ・各サービスにおける報酬告示及び留意事項通知により規定されている算定要件を満たしている記録等が確認できない。
- 請求にあたっては、算定要件を満たしているか、記録を残しているかどうかの確認をすること。また、算定要件を満たさなくなった場合や、判断が難しい場合は三木市に確認を行い、加算の取下げ等速やかに処理すること。